

国立大学法人小樽商科大学客員教授及び客員准教授名称授与規程

(平成16年7月28日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）の客員教授及び客員准教授の名称授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 客員教授又は客員准教授の名称は、本学の専任教員以外の者で、本学において引き続き3月以上、専攻分野について教育又は研究に従事し、勤務実態が本学の専任教員に準ずる等、学長が特に必要と認めた者に限り授与することができる。

(選考の基準)

第3条 客員教授及び客員准教授の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 客員教授 本学の教授と同等以上の資格がある者若しくはこれに準ずると認められる者
- (2) 客員准教授 本学の准教授と同等以上の資格がある者若しくはこれに準ずると認められる者

(選考)

第4条 客員教授及び客員准教授の選考は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(名称の授与)

第5条 客員教授又は客員准教授の名称は、文書にその旨を明記して本人に交付してこれを行う。

(事務)

第6条 客員教授及び客員准教授名称授与に関する事務は、総務課が行う。

附 則

この規程は、平成16年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。